

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター(ゆうあいセンター)
インキュベーション貸事務所入居団体募集要項(平成29年4月1日改定)

本事業の概要と目的

社会課題を解決したいという意志とそのため具体的な事業計画を持ち、ミッション達成に向けて真摯に取り組もうとするNPO法人等の団体を対象に、その活動と成長を支援するものです。

事務所スペースの賃貸と、ゆうあいセンターの様々な機能を活用した各種運営支援を受けていただき、下記のような資質を兼ね備える団体を多く地域社会へ輩出してゆくことを目的としています。

- ①社会課題を解決したいという意志とそのため具体的な事業計画を持ち、ミッション達成に向けて真摯に取り組もうとする団体
- ②法令を順守し、組織の透明性・公開性に対する責任を果たすことができる団体
- ③公益に資する団体として、地域社会へ常に目を向けながら、多様な個人や団体・組織と協働して活動できる団体

1. 入居対象団体

不特定多数のものの利益の増進のために、自発的・自立的に社会貢献活動を継続的に行っている、又は今後行おうとする非営利の組織であって、以下の要件をすべて満たすものとします。

(1) 組織

- ・社会福祉、学校、宗教、医療等の法人格を取得している組織でないこと。
- ・町内会、自治会等の地縁組織、労働団体、協同組合、経済団体等の共益組織でないこと。
- ・実行委員会等、短期間のみ活動する組織でないこと。

(2) 活動内容等

- ・貸事務所に主たる事務所又は従たる事務所を置いて県内で活動する、または活動しようとする事。
- ・組織の運営について明文化して定めた規則(会則、定款等)を有すること。また、NPO法人以外の法人格を有する組織と法人格を持たない組織においては、規則にて、余剰利益及び残余財産を関係者間で分配しない旨が定められていること。
- ・実質的に組織の運営に関わる会員が5名以上存在すること。
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ・特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- ・組織運営上、事務所が必要であるが、現在、財政的な問題等によりそれを有することができない団体であり、かつ貸事務所を利用することにより、その利用期間内に独立した事務所を開設するための力をつけることができる具体的な計画を持ち、その実現可能性のある団体であること。

2. 貸事務所の概要

- ・所在地住所:岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館2階
岡山県ボランティア・NPO活動支援センター(ゆうあいセンター)内
- ・1室の面積: 約15㎡
- ・室内設備:事務机2、事務椅子2、ロッカー2、応接セット(対面2人掛け)1

(電話、インターネットの設置には別途手続き(有料)が必要です。インターネットは、ADSL 又はきらめきプラザの回線が利用できます。きらめきプラザの回線を希望する場合は、事前にゆうあいセンタースタッフにご相談ください。)

- ・利用可能日:月曜日 9:00~17:00、火曜日~金曜日 9:00~21:00、土曜日・日曜日 9:00~18:00
- ・利用不可日:国民の祝日、年末年始(12/29~1/3)
- ・法人の所在地として登記することができます。
- ・基本的な利用規則、利用日時などはゆうあいセンターと同じです。
- ・複数の団体で1部屋を使用する「共同利用」が可能です。
- ・貸事務所入居団体用の駐車場はありません。常勤者が自動車で来館される場合は、きらめきプラザ周辺の有料駐車場を別途ご手配ください。

3. 利用条件

貸事務所の利用にあたっては以下の条件を必ず守ることとし、条件に合意できない団体には貸与を認めず、また、利用中に条件に違反した場合は貸事務所の貸与を取りやめて退去していただきます。

(1) 基本条件

- ・利用期間は契約締結から1年間とする。原則、契約は2回まで更新可能とし、利用期間は3年間を限度とする。ただし、契約を2回更新した後退去するまでに、やむを得ない事情がある場合に限り、利用期間延長の審査を経て更に2回まで更新可能とし、新規利用契約から最長5年間まで入居可能とする。
- ・利用料の支払いは前納制とし、毎月15日に翌月分を請求、25日までに納入するものとする。
- ・利用料金は月額 20,600 円とする。(電気代含む)
- ・利用料金額は、条例の定める理由、経済情勢の著しい変動、その他やむを得ない理由が生じた時は、条例で定められた額の範囲内で変更する場合がある。
- ・利用料金は月払いとし、入居日数に関係なく1ヶ月分の利用料金とする。
- ・管理者が定める貸事務所入居団体を対象とした各種事業に参加すること。
- ・常日頃、来所者に対応できる体制をつくること。
- ・管理者より常時連絡が取れる体制をつくること。
- ・入居開始日(契約締結)は入居決定月の翌月以降とし、契約期間は入居開始日より11か月後の末日までとする。
- ・原則的に、入居後は提出した事業計画書及び収支予算書に従った事業展開をすることとする。
- ・利用に際しては、ゆうあいセンターの各規則及び岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館利用規定を守ることとする。なお、各規則は運営状況に応じて管理者が変更を行う場合がある。
- ・所定の手続きにより、ゆうあいセンターの承諾を受けた場合、共同利用(ルームシェア)が可能なものとする。

(2) 共同利用に関する定め

- ・共同利用の対象となるすべての団体(以下、共同利用団体とする)の同意のもとで契約主体となる団体(以下、利用責任団体とする)が選定されていること。
- ・利用責任団体は共同利用団体を代表してゆうあいセンターと入居に係る契約を締結し、入居団体としての全責任を負うものとする。なお、契約期間中の利用責任団体の変更は行うことができないものとする。
- ・利用責任団体及び共同利用団体はそれぞれが「5. 入居団体選定手続」に定められた手続きを経て、入居団体としての適性を認められなければならない。
- ・入居期間中においては事務所を共同利用していることを積極的に表記・案内することで、郵便物の受け取りや外部からの問い合わせに対して、混乱を生じないように努めなければならない。
- ・共同利用団体の数に関わらず、貸事務所の利用料金(ゆうあいセンターの請求金額)は 20,600 円とする。
- ・共同利用団体の貸事務所の利用期間は、利用責任団体との契約締結期間と同一とする。

- ・利用責任団体は、その他の共同利用団体に対して、規則・規定・要綱及び指定管理者からの連絡等を周知・徹底しなければならない。また、利用責任団体以外の共同利用団体はそれらを順守しなければならない。
- ・契約期間中における共同利用団体の追加はできないこととする。
- ・契約期間中に共同利用を解消する場合(共同利用団体数が減少する又はなくなる場合)、解消の1か月以上前にゆうあいセンターに通知することとする。
- ・共同利用における共同利用団体間の責任の按分やトラブル等について、ゆうあいセンターはいっさい関与しないこととする。

4. 入居希望申請手続き

(1) 募集期間

随時(空き部屋が発生次第、募集を開始し、空き部屋がなくなり次第、募集を締め切ります。)

※毎月15日までに申請書類を受理した団体を対象にその月の月末に2次審査を実施します。入居団体が決定した時点で、募集を終了します。

(2) 提出書類

- ・貸事務所入居申請書(別紙様式で各項目を全て記入したもの)
- ・貸事務所入居申請について決議を行った理事会又は総会等の議事録の写し
- ・役員名簿及び、会員名簿(5名以上の氏名・住所等が記載されたもの)
- ・定款、会則等の明文化された運営規約
- ・事業計画書(入居年度、翌年度及び翌々年度の3年間分)
- ・収支予算書(入居年度、翌年度及び翌々年度の3年間分)

(※) 提出書類の様式は、特定非営利活動法人の認証申請書類に準じた形を推奨します。

(※) 共同利用の場合、利用対象となるすべての組織に上記資料を提出していただきます。

(3) 提出先(持参又は郵送)

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館2階岡山県ボランティア・NPO 活動支援センター「ゆうあいセンター」

5. 入居団体選定手続

(1) 入居団体の選定方法

入居団体の選定は、「書類」による1次審査と「面談」による2次審査の2段階で行います。まず、次に定める「入居優先基準」により提出書類の審査を行います。続いて、ゆうあいセンターにて月末に(日時は申請団体に直接ご連絡いたします)貸事務所入居後の計画等に関するプレゼンテーションを行っていただき、その審査を経て入居団体を決定します。(原則、全ての団体に1次及び2次審査を受けていただきます)なお、審査にあたり、提出された書類の内容について、担当者が電話等で応募担当者に問い合わせをすることがありますので、あらかじめご承知ください。

また、審査にあたっては次のとおり取り扱うものとします。

- ・前記の入居対象団体の要件に適合しない団体は審査の対象外とする。
- ・提出書類に不足のある団体も審査の対象外とする。
- ・審査は、入居優先基準の各項目への適合度合を判断、数値化しておこなう。
- ・2次審査に参加できない団体は対象外とする。
- ・入居決定団体が部屋数に満たない場合は、再募集をおこなう。

(2) 入居優先基準

- ・入居より1年以内にNPO法人格を取得しようとする団体、又は、申請時にNPO法人格を取得して1年未満の団体であって、代表者の自宅を事務所とする等、専用の事務所を持たない団体であること。
- ・資金的に脆弱であり、独自の事務所を構えることが難しい団体であること。
- ・資金確保に対する具体的な計画をもち、その実現可能性が高い団体であること。
- ・組織運営の透明性・公開性に対する積極的な姿勢が明らかな団体であること。
- ・入居により組織及び事業の発展可能性が大きいと考えられる団体であること。(場所としての事務所を必要とし、事務所を 構えることにより資金確保や事業拡大が行える団体であること)
- ・退去後に独自の事務所を構えるための具体的な計画を持っていること。

(3) 審査結果の通知

1次審査の結果は、2次審査後に書面にて通知します。2次審査の結果は、審査当日に通知します。

(4) 2次審査開催日及び内容

- ・2次審査はゆうあいセンター会議室で開催します。
- ・2次審査の審査基準などは、別紙【岡山県ボランティア・NPO 活動支援センター「ゆうあいセンター」貸事務所入居団体募集2次審査について】をご参照ください。原則的には1次審査の申請内容について詳しい説明を行っていただきます。

6. 入居団体の手続

入居が内定した団体は、「貸事務所利用届」等を提出することとします。(既に提出済みのもをを除く)その他、入居に関しての手続、作業等は指定管理者の指示に従うものとします。

7. 利用の取り消し

指定管理者が以下の各項目に該当すると判断した場合、契約した利用期間に関わらず、利用許可を取り消します。

- ・当基準の定める入居対象団体でなくなった場合。
- ・当基準の定める利用条件、利用時間等が守られず、指定管理者の注意を聞かない場合。
- ・利用申請内容や審査時の説明に虚偽があった場合。
- ・その他、指定管理者が管理運営上、問題があると判断した場合。

8. 利用期間延長の審査

- ・利用期間は原則3年間を限度としますが、契約を2回更新した後退去するまでに、やむを得ない事情がある場合に限り、利用期間延長の審査を経て更に2回まで更新可能とします(新規利用契約から最長5年間まで入居可能)。
- ・利用期間の延長を希望する場合は、次に定める書類を提出してください。

【提出書類】

- ・貸事務所利用期間延長申請書(別紙様式で各項目を全て記入したもの)
- ・貸事務所利用期間延長申請について決議を行った理事会又は総会等の議事録の写し
- ・役員名簿 及び、会員名簿(5名以上の氏名・住所等が記載されたもの)
- ・定款、会則等の明文化された運営規約
- ・事業計画書(延長初年度及び翌年度の2年間分)
- ・収支予算書(延長初年度及び翌年度の2年間分)

・入居期間中(3年間)の活動実績がわかる資料

(※)提出書類の様式は、特定非営利活動法人の認証申請書類に準じた形を推奨します。

(※)共同利用の場合、利用対象となるすべての組織に上記資料を提出していただきます。

・利用期間延長の審査は、「提出書類」による1次審査と「面談」による2次審査の2段階で行います。

9. 問い合わせ先 (本募集要項及び、貸事務所に関するお問い合わせは、下記にご連絡ください。)

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館 2階

岡山県ボランティア・NPO 活動支援センター「ゆうあいセンター」

電話:086-231-0532 FAX:086-231-0541

Eメール:youi@okayama-share.jp ホームページ:<http://youi-c.okayama-share.jp/>